

**International Accreditation Forum, Inc.**

**国際認定機関フォーラム (IAF)**



**IAF Informative Document**

**IAF Informative Document  
for the Transition of Food Safety  
Management System Accreditation  
to ISO/TS 22003:2013  
from ISO/TS 22003:2007**

ISO/TS 22003:2007からISO/TS 22003:2013への  
食品安全マネジメントシステム認定移行のための  
IAF参考文献

**Issue 1**

第1版

**(IAF ID X:2014)**

注：この文書は、IAF Informative Document for the Transition of Food Safety Management System Accreditation to ISO/TS 22003:2013 from ISO/TS 22003:2007 Issue 1 (IAF ID X: 2014) の内容を変更することなく、本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.6 参照) から入手できる。

2014 年 X 月 X 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

国際認定フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のための基準を詳細に規定している。この認定は、貿易を促進し、適合性評価活動が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 適用文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定(MLA)に加盟している認定機関は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造と範囲は、IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents に詳述されている。

IAF 国際相互承認協定(MLA)に加盟している認定機関は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造と範囲は、IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents に詳述されている。

- MLA のメインスコープは、例えば製品認証などの活動と、JIS Q 0065 などの関連する基準文書を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できるとみなされる。
- MLA のサブスコープは、例えば JIS Q 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合スキーム特有の要求事項（例えば ISO TS 22003 など）を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等とみなされる。

IAF MLAは、市場による適合性評価の結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA加盟認定機関に認定された機関によって、IAF MLAの範囲内で発行される証明は、世界的に認知され、国際貿易を促進することができる。

第1版

作業: IAF 技術委員会

承認: IAFメンバー

承認日: 2012年10月26日

発行日: 2013年1月9日

適用日: 即日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: 1+613-454-8159

Email: [secretary@iaf.nu](mailto:secretary@iaf.nu)

**IAF 参考文書への序文**

このIAF参考文書は、本事項に関するIAFメンバーの合意を反映し、要求事項の一貫した適用を支援することを意図するものである。しかしながら、参考のみを目的とする文書であり、IAF認定機関メンバー及びそれらに認定された適合性評価機関が、この文書を使用すること又は従うことは義務ではない。

## ISO/TS 22003:2007からISO/TS 22003:2013への 食品安全マネジメントシステム認定移行のためのIAF参考文書

### 1. 発行

ISO/TS 22003:2013 は、2013年12月15日に発行された。これには、食品安全マネジメントシステム (FSMS) に関する第三者認証審査及び認証プロセスに関与する要員の力量に対する改定された、また新しい要求事項が含まれている。

ISO/TS 22003:2013 への3年の移行期間を承認する「決議 2013-14」が、2013年10月23日、ソウルでの IAF 総会にて採択された。

### 2. 認定機関

認定機関は、ISO/TS 22003:2013 への移行に関する準備を行うための時間を必要とする。特に、認定機関は、ISO/TS 22003:2013 に基づく審査を実施する前に、必要な力量を明確にし、認定審査員がそのレベルに到達していることを確実にすることが望ましい。

### 3. 認証機関

認定機関は、ISO/TS 22003:2013 の発行後に認定を申請する認証機関に対して、直ちに ISO/TS 22003:2013 に適合すべきなのか、若しくは ISO/TS 22003:2007 に適合すべきなのかを明確にすることが望ましい。認定機関は、ISO/TS 22003:2007 への申請を受理できなくなり、ISO/TS 22003:2013 の適用に移行しなければならない期限を明確にすることが望ましい。認定機関は、ISO/TS 22003:2007 に基づく認定を発行することができなくなる期日を通知することが望ましい。

#### 3.1 現在、認定を受けている認証機関

ISO/TS 22003:2013 発行時点において認定を受けている認証機関は、ISO/TS 22003:2007 に適合していることになる。ISO/TS 22003:2013 への移行には、翻訳、手順の変更、訓練及び時間がかかる他の処置を必要とするかもしれない。特に認証機関は、認証にかかわる要員の力量を実証できるように、プロセス及びシステムを確立するために時間を必要とするだろう。

#### 3.2 準備期間

認証機関は、ISO/TS 22003:2013 の要求事項を分析及び理解し、この規格の新しい要求事項を特定する作業を遅滞なく開始することが望ましい。認証機関は、ISO/TS 22003 に適合するために、自身の食品安全マネジメントシステムに必要な変更及びその変更を実行するた

めに必要な時間枠の両方を決定した移行計画を作成することが勧告されている。更に、認証機関は、自身が作成した移行計画について、認定機関と合意することが勧告されている。

### 3.3 移行及び実施

実施可能であり重大な障害がない場合、認証機関は、ISO/TS 22003:2013のうち実施可能である部分を遅滞なく実施することが望ましい。

認定機関による審査には、移行を効果的に管理するための認証機関の計画を含めることが望ましい。この計画を調査することにより、認証機関が異なった解釈をしていたり又は実行が不十分である規格の部分を、認定機関が特定できることが望ましい。それは、最終的には追加の IAF 勧告の必要性に繋がるかもしれない。また、この移行計画の調査により、認定機関と認証機関の間で、移行プロセスの終了期日について合意できるようにすることが望ましく、それは 2016 年 12 月 14 日(規格発行から 3 年間)を超えないことが望ましい。

ISO/TS 22003:2013 に起因する変更のあるものは、他の変更よりも完了するのが容易であろう。より複雑で、時間を要し、潜在的にコストのかかる変更には、訓練方法、力量を実証するシステムの実施を含むかもしれない。認証機関の依頼者の混乱を限られたものにしなければならないことを鑑み、ある種の変更は、通常の業務サイクルの中で、契約の更新又は認証の再発行時に、より適切に実行できるかもしれない。

### 4. 認定機関による訪問

ISO/TS 22003:2013 に対する審査のみを目的として、認定機関が追加の訪問することは、通常は要求されていない。実施状況は、通常の定期的なサーベイランス活動の中で検証されることが望ましい。しかしながら、通常よりも早い時間枠で認定を要望する認証機関については、追加の審査が必要となるかもしれない。

### 5. 不適合

認定機関は、審査が ISO/TS 22003:2013 に基づき実施される場合、特定されたいかなる不適合も認定機関の通常のプロセスに従って扱われ、移行期間の終了前に、ISO/TS 22003:2013 に基づく認定が授与されるに先立ち、それらの不適合が解決されなければならないことを、認証機関に明確にしておくことが望ましい。

認証機関によって特定され、前もって認定機関と合意した、特定の条項の完全実施が、移行期限までに完了しない場合、そのような変更は、合意された実行計画がスケジュールとおりに実行されることを条件に、観察事項として挙げられ、認定に悪影響を及ぼさず、また ISO/TS 22003:2013 に基づく認定証の発行を妨げないことが望ましい。

例えば、ISO/TS 22003:2013 附属書 C(規定)の新しい要求事項に適合するため、すべての営業担当者の訓練及び評価を完了することが、例として挙げられるかもしれない。

## 6. 移行の終了及び認定証の発行

新規格の発行後 3 年の 2016 年 12 月 14 日には、認定を受けた認証機関はすべて、ISO/TS 22003:2013 に完全に適合し、新しい認定証の発行を受けていることが期待されている。

## 7. 新しいスキーム

食品安全マネジメントシステム認証スキームの認定に対し、認証機関および認定機関によって、ISO/TS 22003:2013 が申請に直ちに適用されることが期待されている。

ISO/TS 22003:2007 から ISO/TS 22003:2013 への食品安全マネジメントシステム認定移行のための参考文書の終わり

### 詳細情報:

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照 <http://www.iaf.nu>.

### 事務局:

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613-454-8159

Email: [secretary@iaf.nu](mailto:secretary@iaf.nu)